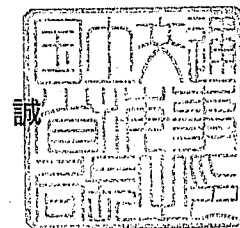




国海査第141号の5  
平成20年6月30日

(社)日本船舶品質管理協会  
会長 山田信三 殿

国土交通省海事局長  
春 成



### 型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、船舶の消防設備を定める告示(平成14年国土交通省告示第516号)が一部改正されたことに伴い、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので通知します。

#### 記

1. 国海査第480号(平成14年12月26日付け)を廃止する
2. 船査第231号(昭和52年8月25日付け) I 総則から(14)泡消火器、(15)炭酸ガス消火器及び(16)粉末消火器を削除し、(17)泡消火剤を(14)とし、以下同様に(18)から(26)までを(15)から(24)に変更する。Ⅲ性能試験中、泡消火器、炭酸ガス消火器及び粉末消火器を削除する。
3. 別紙1~7のとおり、化学泡消火器(移動式及び持運び式)、機械泡消火器(移動式及び持運び式)、炭酸ガス消火器(移動式及び持運び式)、粉末消火器(移動式及び持運び式)、化学泡消火器(簡易式)、炭酸ガス消火器(簡易式)及び粉末消火器(簡易式)の型式承認試験基準を制定する。

